



弁護士に学ぶ!

成長のための企業法務

アンビシャス総合法律事務所 弁護士 奥山 倫行

第32回 契約実務（契約書審査のコツ）

Question

日々の業務の中に、取引先と締結予定の各種契約書を審査する仕事があります。当社では、自己流で審査しているので、自信がありません。この機会に確認しておきたいので、契約書を審査する際のコツがあれば、教えて下さい。

Answer

契約書の審査に関して決められた方法があるわけではありませんが、一例を紹介させていただきますので、ご確認下さい。

1. 審査に向けた準備

契約書の内容をいきなり読み進めるのではなく、まずは、参考にする契約書を探すことから始めて下さい。参考にする契約書を手元に置かずして審査を始めてしまうと、重大な確認漏れが生じる危険があり、効率もよくありません。

(1) どちらの立場の契約書か

参考にする契約書が手元にない場合には、インターネットや書籍を通じて参考にする契約書を探すこととなりますが、どちらの立場で作成された契約書かを事前に確認し、自社の立場に合った契約書を見つけて下さい。例えば、買主の立場で売買契約書を審査しなければならないのに、手元にあるのが売主に有利な内容になっている売買契約書だと参考になりません。

(2) 複数の難型を見比べる

参考にする契約書を選定する場合、最低でも2～3通の契約書を手に入れ、比較検討した上で選定して下さい。複数の契約書に目を通すことで「この契約書は☆☆の立場で作られたものだ。」ということが分かってきますし、比較することで「Aの契約書は、この部分は良いけど、この部分はいまいちだ。Bの契約書は、この部分は参考になりそうだけど、それ以外はAの契約書が良さそうだ。」という感覚を掴むことができます。

2. 形式面の審査

参考にする複数の契約書を選定したら、契約書の審査に入ります。ただ、内容面の審査に入る前に形式面の審査を済ませて下さい。そうすることで効率的な審査が可能になります。

(1) タイトルと内容の確認

契約書のタイトルと本文の内容が合っていない契約書があります。タイトルと内容が合っていない場合にはタイトルを修正して下さい。

(2)当事者の確認

契約当事者が誰かを確認して下さい。また、前文で登場する当事者の数・名称と署名欄の当事者の数・名称が合致しているかを確認して下さい。後文についても、当事者の数にあった作成通数になっているかを確認して下さい。

(3)条・項・号と階層の確認

第1条から順に見ていき、条文数が飛ばずに連なっているかを確認して下さい。契約書作成の過程で間引きしたためか、条文が連続せず、欠番が生じていることがあります。また、条文には階層があります。「条・項・号」に整理されますが、項で「1」「2」「3…」と付番したのに、号にも「1」「2」「3…」と付番してしまい、階層が不分明になっていることがあります。項は「1」「2」「3…」と付番し、号は「(1)」「(2)」「(3)…」と付番する等、同じ階層の内容には同じ付番をして下さい。

(4)漏れている条項の確認

参考にする契約書と見比べて、漏れている条項が無いかを確認して下さい。有効期間、更新の有無、譲渡禁止、秘密保持、期限の利益の喪失、中途解約、解除、連帯保証、反社会的勢力の排除、不可抗力免責、協議解決、管轄など、多くの契約書に規定されている条項に漏れがある場合には追記の要否を検討して下さい。

(5)用語の統一

契約書では同一の概念は、同じ用語で表現する必要があります。同じ概念なのに複数の用語で表現されている契約書を見ることがありますが、誤解を招くので、統一して下さい。

(6)用語の反復回避

契約書では用語の反復を回避するために「☆☆（以下「★★」という）」という表現で定義します。一度定義したにも関わらず、繰り返し「☆☆」と表現している契約書を見ることがありますが、せっかく定義した意味が無くなるので、定義した用語に修正して下さい。

3. 内容面の審査

次に、内容面の審査に入ります。内容面の審査において注意して頂きたい点は以下のとおりです。

(1)取引条件の確認

契約締結前に話していた取引条件と契約書の内容に齟齬があると、トラブルの元になる場合があります。ここはとても重要な点なので、慎重に確認して下さい。

(2)当事者の一方だけが主語になっている規定に注意

主語が当事者の一方だけになっている規定には注意して下さい。例えば「甲は、乙に次の各号に該当する事由がある場合には、本契約を解除できる。」という規定があったとします。この場合、甲にだけ解除権が認められているように読めるので、不公平です。乙の立場で審査する場合には「甲又は乙は、相手方に次の各号に該当する…」という形に変更すべきです。

(3)義務内容の特定

当事者の義務内容が抽象的に記載されていたため、後日、紛争に発展する例があります。例えば「甲は、乙に対し、本契約に基づき販路開拓に向けたアドバイザー業務を行う。」と規定されていたとします。これだと具体的な業務内容が定まらず、当事者の思惑が異なる場合があります。そのため、事前によく話し合っ、アドバイザー業務の具体的な内容（回数、時間、具体的なアドバイス方法、アドバイスをを行う範囲等）を確認し、加筆修正して下さい。

(4)対応可能な内容への変更

規定内容が現実的に対応可能な内容になっているかを確認して下さい。例えば、表明保証条項で「甲は、乙に対し、甲が第三者のいかなる権利も侵害していないことを表明し、保証する。」と規定されていたとします。甲自身が認知していることは限られているので、この規定だと表明保証の範囲が広範すぎて現実的ではありません。そのため、「甲が知り得る限り」という文言や「本契約締結時点において」という文言を加筆することで範囲を限定し、対応可能な内容に変更して下さい。

(5)義務の程度の調整

義務の程度を調整することで、責任内容の強弱を変更することができます。「☆☆するよう努力する。」という条項を「☆☆しなければならない。」とか「☆☆する。」に変更することで義務の程度を強めることができます。逆に、「☆☆しなければならない。」という条項を「☆☆するよう努力する。」に変更することで、義務の程度を弱めることができます。

(6)責任の限定

責任を負う場面が限定されていない契約書を見ることがあります。例えば「乙が☆☆の義務を履行しなかった場合には、乙は甲に損害を賠償する。」という規定だと、乙は、不可抗力で義務を履行しなかった場合にも損害賠償をしなければならない、過大な責任を負うことになります。このような場合には、「乙の責めに帰すべき事由により、乙が☆☆の義務を…」と変更して下さい。

また、責任を負う範囲の調整も検討して下さい。責任を負う範囲を制限する方法としては、直接的に違約金に関する規定を設ける方法や、「乙が☆☆の義務を履行しなかった場合には、乙は甲に損害を賠償する。」という規定の後に「但し、乙は、本契約で乙が甲から受領した金額を上限として責任を負う。」という文言を追加する方法があります。他方で、責任を負う範囲を広げる方法としては、「損害」の用語を「損害（逸失利益や甲が要した弁護士費用の全額を含む）」といった形で注記する方法があります。

お詫びと訂正

2月4号に掲載した第31回契約実務（売買契約の契約不適合責任）「6.行使時期の制限」（8ページ）に一部不正確な表現がありましたので、訂正しお詫びします。

正しくは下記（下線箇所）の通りです。

6. 行使時期の制限

(1)種類又は品質の不適合の場合

種類又は品質に関して契約不適合があった場合、改正前は、瑕疵があるとの事実を知った時から1年以内に解除又は損害賠償請求をする必要がありましたが、改正民法では、引渡後、種類又は品質に関する不適合を知った時から1年以内に不適合の事実を通知すれば足りることになりました（改正民法566条）。ただし、売主が引渡時に悪意又は重過失の場合には、1年の期間制限は適用されません（改正民法566条但書き）。

(2)数量の不適合の場合

数量に関して契約不適合があった場合、改正前は、数量不足を知った時から1年以内の期間制限がありましたが、改正民法では、消滅時効の一般原則（主観的起算点から5年、客観的起算点から10年）に従うことになりました。

〈著者略歴〉

札幌市出身。札幌南高校、慶應義塾大学卒業。同大学大学院在学中に司法試験に合格し、2002年から国内大手渉外事務所のTMI総合法律事務所にて勤務。同事務所で企業法務、事業再生、M&A、知的財産関連業務等に従事した後、2007年にアンビシャス総合法律事務所を設立し、現在に至る。著書に「創業者・経営者のための30分で分かる出口戦略-事業承継・MBO・IPO・M&Aの備え方」（プレジデント社）「成功する！M&Aのゴールデンルール」（民事法研究会）「弁護士に学ぶ！契約書作成のゴールデンルール」（民事法研究会）ほか多数。